

国際会計基準（IFRS）に係る討議資料（4）

この資料は、主要な検討項目のうち、「原則主義のもたらす影響」に関するものを中心にまとめたものである。

I 原則主義

「原則主義」とは、原則的な会計処理の方法のみが示され、数値基準を含む詳細な取扱いは設けない手法と言われる。原則主義の下では、適切に把握された実態に沿って、原則的な方法を適用し、会計処理を行っていくことになる。

一方、「原則主義」と対比され「細則主義」という用語がよく使用されるが、これは広範にわたり会計処理のための詳細な判断基準や数値基準を示し、これらの記述に従って会計処理を行っていく方法と言われている。細則主義の下では、細かい定めを持つ多くの基準書やガイダンスなどの中から、適切な取扱いを見つけ、会計処理を行っていくことになる。

（参考）例えば、国際会計基準審議会（IASB）から、原則主義のエッセンスとして以下のような説明が行われている（2007年5月メルボルン大学で開催された財務報告に関する会議においてIASB議長（当時）から説明）。

- ①例外規定をなるべく認めないこと
- ②核となる原則が明解であること
- ③各会計基準間に不整合がないこと
- ④概念フレームワークと規定が結びついていること
- ⑤作成者と監査人に判断が委ねられており、その判断が重要であること
- ⑥不必要にガイダンスを多く設けることはしないこと

（原則主義の利点・懸念）

原則主義の採用については、①各企業の判断で会計方針を作成し、経営の実態をより適切に反映した会計処理が可能となる、また、企業として会計に対し受身でないしっかりとした方針の作成を促進することにつながる、②取引の実態に応じてあらゆるケースを想定して基準を用意することには限界があることから、作成されたルールを適用することで実態に適合しない処理になってしまう状況を避けうる、③細則主義における数値基準などを悪用し、ルールを潜脱するような行為を抑止できる、という利点が指摘されている。

一方、①形式的には原則主義の会計基準で統一が達成されたとしても、その適用にあたって解釈の幅が広すぎたり、選択できる処理が複数ありうるなどの理由から、恣意的な処理が行われる可能性があることや実質的な比較可能性が損なわれる可能性があること、②作成者にとっては会計処理の適用についての判断及びその判断の根拠を示す必要が生じるため、一定の作業が生じる可能性があること、③作成者・監査人・当局間において見解が相違し、調整のための負担が増加することや、事後的な修正のリスクがあること等について、懸念の声がある。なお、米国においては、このような懸念のほか、財務諸表の虚偽記載に係る訴訟が増加するのではないかと懸念も聞かれる。

(各会計基準の特徴)

IFRSは、基本的に原則主義の考え方を採り、会計基準の開発を進めてきている。他方、近年では、米国との共同プロジェクト等については必要に応じて細則まで規定した基準を開発している(注)。これに対して、米国基準はIFRSと比較して、基準書等が数万ページに及ぶと言われるほど分量が非常に多く、また、業種別の規定や数値基準等が多数設けられている。

(注1) 既にIFRSを導入した国の企業からは、IFRSは、原則主義といわれているが、実際には基準に詳細なルールが記載されており、原則主義的傾向はそれほど強くない、との指摘もある。

(注2) 例えば、米国財務基準会計審議会(FASB)との共同プロジェクトによる「企業結合」(IFRS第3号)などは、米国基準と変わらない程度に細かく規定されている。

この点、我が国は、企業会計原則や会計慣行に基づき実務が行われてきた後、多くの会計基準が開発されてきたことから、収益認識など企業会計原則や会計慣行に委ねられている部分も少なくないという意味では原則主義的なアプローチを採用している側面もある。他方、会計基準の統一的な適用の確保の観点から、繰延税金資産の回収可能性などでは、相当詳細なルール(注)が定められてきている。

(注) ここでいうルールには、日本公認会計士協会が公表している実務指針も含まれている。

II. 諸外国における適用・執行上の対応

IASB及び諸外国においては、IFRSの特徴を踏まえつつ、円滑な適用や適切な当局による執行等を行うため、様々な対応が行われてきたところである。

(IASBによる解釈の作成)

まず、基準の解釈については、IASBとして公式の解釈を行う機関であるIFRS解釈指針委員会(IFRS IC、2010年に旧IFRICから名称変更)が設置され(日本人1名を含む15名の委員)、これまでに、カスタマー・ロイヤルティー・プログラムなどに関する解釈指針を公表してきている(現在25個の解釈指針が有効)。また、解釈問題に対するIASBの対応としては、例えば、我が国からの要望を受け、IFRS財団が2010年11月19日付で教育文書として「減価償却とIFRS (Depreciation and IFRS)」(注)を公表する等の取組みが行われている。ここでは、我が国等で、欧州の例を基に「IFRSにおいては減価償却は定額法と決められている」といったように、基準書に対する誤解があった状況を受け、基準書において「定率法」に対して「定額法」が優先されているというようなことはないこと等が示されている。

(注) この文書は、IAS第16号「有形固定資産」に従った会計処理を行うために必要とされる、いくつかの見積りと判断に関し、IASB国際活動担当ディレクターの個人的見解を示したものとされている。

また、IASBは、IFRSの適用に関し、各国特有の問題に関してのみガイダンスを作成することを認めており、それ以外の問題に関して各国ごとのガイダンスを作成することを認めていない。

これに対して、IFRS ICについては、解釈の数が少なすぎ、また、結論を出すのに非常に時間を要するので、実際にIFRSを適用する場合には必要に応じ各国でガイダンスを用意し、適切な規制(レギュレーション)を確保することが必要であるとの指摘がある一方で、あまりガイダンスを増やすと、細則主義的になってしまうため、ルールと原則の間のバランスが大事等との指摘もなされている。

各国の実態としては、以下のとおり、適用のためのガイダンスの策定や、プリクリアランス制度が導入されている国も少なくない。

(諸外国における対応)

- ・ 欧州では、欧州証券監督機構（ESMA）により、ガイダンス（注1）に加え、執行事例データベース（注2）の公表が行われるとともに、各国（仏・独）においては、基準設定主体や会計士協会により、ガイダンスが公表され、また規制当局により、特定の会計処理が当局によって認められうるか作成者が疑問を持っている場合に当局に問い合わせることができる事前質問制度（プリクリアランス）が実施されている。

作成者の対応としては、IFRSに自社特有の適用指針を付加した社内アカウントティング・マニュアルの作成や経済団体における情報交換が実施されている。

また、監査人の対応としては、実際の事例に基づく監査法人の見解を踏まえたガイダンスを作成・公表し、IFRSを統合的に適用するために利用している。

（注1）現時点で、ESMAにより公表されたガイダンスは、ギリシャ国債をはじめとする公的債務の評価・減損に関するもの（PUBLIC STATEMENT Sovereign Debt in IFRS Financial Statements, November 25 2011, ESMA/2011/397）だけである。

（注2）ESMAは執行事例データベースはガイダンスではないとしている。

- ・ 中国では、財政部によるガイダンス等の提供が行われている（中国はあくまで中国基準（新企業会計準則）を適用しており、直接IFRSの規定を適用しているわけではない）。これに加えて、中国証券監督管理委員会（CSRC）等による監督、CSRCによるQ&A制度、取引所による財務報告書の審査等による対応が行われている。

- ・ 韓国では、金融監督院、韓国会計基準委員会（KASB）等によるIFRSの理解促進のための説明会・研修会の実施などが行われた。特に原則主義に関連した取り組みとしては、欧州をモデルとして、実際のIFRS適用上の疑問に答えるための質疑応答制度（プリクリアランス）が設けられた。一方、IFRSのためのガイダンスは発行していない。

- ・ カナダでは、IASB等による追加的なガイダンスの必要性は主張されているものの、IFRSに修正を加えないという方針との整合性を確保するため、自国固有のガイダンスの発行は行わない。他方、統一的な解釈が必要であるとの認識から、IFRS Discussion Group を設立し、IFRS ICに対する積極的な働きかけを行っている。

(注) 米国では、会計基準及び詳細なSEC規則に基づいた統一的なエンフォースメントの存在が、実務の安定を確保し、企業からも高い評価を受けてきた。他方、2002年のエンロン事件などによって会計不正の問題がクローズアップされ、従来からの細則主義に対して「会計基準に書いてなければ何でもやっていい」という風潮を招いたという指摘もあった。これを踏まえ、SECから議会に対し、「目的指向型」という形で細則主義の傾向を修正し、会計目的の明確な表明や例外の最小化、明確な境界線を数値で示すパーセンテージ・テストの回避など、細かいルールを守ることよりも目的に適合するかを会計処理の判断材料にする方向性が報告された。もっとも、実際には実行されていない、との指摘もある。

また、2011年5月に公表されたSECのスタッフペーパーでは、米国基準を維持しつつIFRSを取り入れた上で、ガイダンスの作成が米国企業にとって必要あるいは適切な場合には、財務報告にあたって必要となる事項を決定する最終的な権限を当局に留保する可能性があることについて言及している。

(議論していただきたい論点)

① 原則主義のメリット、デメリットについて、どのように考えるか。仮に原則主義に基づく会計基準を用いる場合に、原則主義のデメリットに関しては、具体的にどのような対応策が必要と考えられるか。

② 各会計関係者に対して、具体的に求められる事項は何か。

(例)

作成者においては、基準の内容を十分に理解した上で、会計方針を適切に作成し、グループ全体に浸透させていくことが重要ではないか。

監査人においては、作成者との協議等を通じて、その実態を適切に把握し、それに適合する形で原則を適用し監査する体制を整備する必要があるのではないか。

当局においては、適切なエンフォースメントを確保するため、基準の解釈・判断について、予見可能性を確保する方法等を考えていく必要があるのではないか。

③ 諸外国では、原則主義的アプローチを効果的に活用した上で、それだけでは適用・執行が機能しない部分について、IFRS解釈指針委員会(IFRS IC)に対する積極的な働きかけを行う、適用・執行のためのガイダンスを作成する、事前質問制度(プリクリアランス)を実施する等の対応がとられているが、どのように考えるか。

④ 以上のほか、原則主義のもたらす影響について、他に論点とすべき事項はないか。